

令和 年 月 日

## 道路占用手続委任書

東京都水道局長 殿

住所

氏名

東京都 区 町 丁目 番地先給水装置工事  
の施行に伴う下記の事項を行うことを委任します。

なお、

道路法第32条
東京都道路占用規則第14条
区道路占用規則第 条

に定める届出事項については、貴局に届け出ます。

また、下記事項の行使に伴う一切の費用はご指定のとおり支払います。

### 記

- 給水管の新設、改造及び撤去に伴う道路占用の諸申請及び占用料免除申請に関すること。
- 法令、条例により施行される道路工事等のため給水管の移設、改造又は撤去の必要が生じた場合は、必要とする工事を施行すること。

(参考)東京都道路占用規則(抄)

第14条 占有者は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

- 占有者がその氏名を変更し、又は住所を移転したとき
- 占有者である法人が解散したとき
- 占有を廃止しようとするとき(第18条の規定による申請書を提出する場合を除く。)

本委任を受託します。

東京都水道局長

受付No.